

岩手県告示第306号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年4月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	事務所の所在地		変更しようとする 年月日	変更の理由
	変更前	変更後		
社会福祉法人大洋会	大船渡市立根町字下欠125番地 15	大船渡市盛町字東町11番地12	平成28年7月26日	事務所移転のため
社会福祉法人愛護会	水沢市羽田町字水無沢491番地	奥州市水沢区台町6番28号	平成21年11月1日	事務所移転のため